○北海道開発局告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十七第一項の規定により締結した利便施設協定を、次のとおり解除したので、同法第四十八条の十八第三項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

一　利便施設協定の名称

道路外利便施設に関する協定

二　協定利便施設の名称及びその所在

名　称　楓公衆便所

所在地　北海道夕張市楓三二番地二

三　利便施設協定を解除した日

平成二十九年七月三十一日

四　解除した利便施設協定の縦覧場所

北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　占用を制限する区域　北海道枝幸郡枝幸町風烈布一一九〇番六から同町風烈布一一八九番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　北海道枝幸郡枝幸町風烈布二〇三番一四から同町風烈布七五八六番一まで

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月三十一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号

(三)　占用を制限する区域　網走市字三眺一三番一一地先内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五)　占用を制限する理由

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月三十一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　占用を制限する区域　北海道斜里郡小清水町字美和五五五番一地内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五)　占用を制限する理由

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月三十一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　占用を制限する区域　北海道斜里郡斜里町字川上五七番一から同町字川上一〇二番四まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(五)　占用を制限する理由

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月三十一日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十五号